

記入例（転勤の場合）

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

給与支払報告 特 別 徴 収										に係る給与所得者異動届出書										年 度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度							
日高市長殿 令和 6 年 9 月 1 日提出										〔 特別徴収 給与支払者 〕		所 在 地		〒350-1292 埼玉県日高市大字南平沢〇〇〇番地										特別徴収義務者 指 定 番 号		8 7 0 0 0 0 0 1							
												フリガナ		マルマル カブシキガイシャ										宛 名 番 号									
												氏名又は名称		〇〇 株式会社										担 連 当 絡 者 先		所 属 氏 名		総務課 人事係 日高 花子					
												個人番号 又は法人番号		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載										電 話		042-989-2111 内線 ()					
フリガナ		ヒワダ イチロウ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法																	
氏 名		日和田 一郎																															
生年月日		平成 3 年 1 0 月 1 日																															
個人番号		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2																															
受給者番号						140,000 円		6 月から 8 月まで		9 月から 5 月まで		R 6 年 8 月 31 日		2 1. 退職 2. 休職 3. 退職 4. 退職 5. 退職 6. 退職 7. 退職 8. 退職 9. 退職 10. 退職 11. 退職 12. 退職 13. 退職 14. 退職 15. 退職 16. 退職 17. 退職 18. 退職 19. 退職 20. 退職 21. 退職 22. 退職 23. 退職 24. 退職 25. 退職 26. 退職 27. 退職 28. 退職 29. 退職 30. 退職 31. 退職 32. 退職 33. 退職 34. 退職 35. 退職 36. 退職 37. 退職 38. 退職 39. 退職 40. 退職 41. 退職 42. 退職 43. 退職 44. 退職 45. 退職 46. 退職 47. 退職 48. 退職 49. 退職 50. 退職 51. 退職 52. 退職 53. 退職 54. 退職 55. 退職 56. 退職 57. 退職 58. 退職 59. 退職 60. 退職 61. 退職 62. 退職 63. 退職 64. 退職 65. 退職 66. 退職 67. 退職 68. 退職 69. 退職 70. 退職 71. 退職 72. 退職 73. 退職 74. 退職 75. 退職 76. 退職 77. 退職 78. 退職 79. 退職 80. 退職 81. 退職 82. 退職 83. 退職 84. 退職 85. 退職 86. 退職 87. 退職 88. 退職 89. 退職 90. 退職 91. 退職 92. 退職 93. 退職 94. 退職 95. 退職 96. 退職 97. 退職 98. 退職 99. 退職 100. 退職 101. 退職 102. 退職 103. 退職 104. 退職 105. 退職 106. 退職 107. 退職 108. 退職 109. 退職 110. 退職 111. 退職 112. 退職 113. 退職 114. 退職 115. 退職 116. 退職 117. 退職 118. 退職 119. 退職 120. 退職 121. 退職 122. 退職 123. 退職 124. 退職 125. 退職 126. 退職 127. 退職 128. 退職 129. 退職 130. 退職 131. 退職 132. 退職 133. 退職 134. 退職 135. 退職 136. 退職 137. 退職 138. 退職 139. 退職 140. 退職 141. 退職 142. 退職 143. 退職 144. 退職 145. 退職 146. 退職 147. 退職 148. 退職 149. 退職 150. 退職 151. 退職 152. 退職 153. 退職 154. 退職 155. 退職 156. 退職 157. 退職 158. 退職 159. 退職 160. 退職 161. 退職 162. 退職 163. 退職 164. 退職 165. 退職 166. 退職 167. 退職 168. 退職 169. 退職 170. 退職 171. 退職 172. 退職 173. 退職 174. 退職 175. 退職 176. 退職 177. 退職 178. 退職 179. 退職 180. 退職 181. 退職 182. 退職 183. 退職 184. 退職 185. 退職 186. 退職 187. 退職 188. 退職 189. 退職 190. 退職 191. 退職 192. 退職 193. 退職 194. 退職 195. 退職 196. 退職 197. 退職 198. 退職 199. 退職 200. 退職 201. 退職 202. 退職 203. 退職 204. 退職 205. 退職 206. 退職 207. 退職 208. 退職 209. 退職 210. 退職 211. 退職 212. 退職 213. 退職 214. 退職 215. 退職 216. 退職 217. 退職 218. 退職 219. 退職 220. 退職 221. 退職 222. 退職 223. 退職 224. 退職 225. 退職 226. 退職 227. 退職 228. 退職 229. 退職 230. 退職 231. 退職 232. 退職 233. 退職 234. 退職 235. 退職 236. 退職 237. 退職 238. 退職 239. 退職 240. 退職 241. 退職 242. 退職 243. 退職 244. 退職 245. 退職 246. 退職 247. 退職 248. 退職 249. 退職 250. 退職 251. 退職 252. 退職 253. 退職 254. 退職 255. 退職 256. 退職 257. 退職 258. 退職 259. 退職 260. 退職 261. 退職 262. 退職 263. 退職 264. 退職 265. 退職 266. 退職 267. 退職 268. 退職 269. 退職 270. 退職 271. 退職 272. 退職 273. 退職 274. 退職 275. 退職 276. 退職 277. 退職 278. 退職 279. 退職 280. 退職 281. 退職 282. 退職 283. 退職 284. 退職 285. 退職 286. 退職 287. 退職 288. 退職 289. 退職 290. 退職 291. 退職 292. 退職 293. 退職 294. 退職 295. 退職 296. 退職 297. 退職 298. 退職 299. 退職 300. 退職 301. 退職 302. 退職 303. 退職 304. 退職 305. 退職 306. 退職 307. 退職 308. 退職 309. 退職 310. 退職 311. 退職 312. 退職 313. 退職 314. 退職 315. 退職 316. 退職 317. 退職 318. 退職 319. 退職 320. 退職 321. 退職 322. 退職 323. 退職 324. 退職 325. 退職 326. 退職 327. 退職 328. 退職 329. 退職 330. 退職 331. 退職 332. 退職 333. 退職 334. 退職 335. 退職 336. 退職 337. 退職 338. 退職 339. 退職 340. 退職 341. 退職 342. 退職 343. 退職 344. 退職 345. 退職 346. 退職 347. 退職 348. 退職 349. 退職 350. 退職 351. 退職 352. 退職 353. 退職 354. 退職 355. 退職 356. 退職 357. 退職 358. 退職 359. 退職 360. 退職 361. 退職 362. 退職 363. 退職 364. 退職 365. 退職 366. 退職 367. 退職 368. 退職 369. 退職 370. 退職 371. 退職 372. 退職 373. 退職 374. 退職 375. 退職 376. 退職 377. 退職 378. 退職 379. 退職 380. 退職 381. 退職 382. 退職 383. 退職 384. 退職 385. 退職 386. 退職 387. 退職 388. 退職 389. 退職 390. 退職 391. 退職 392. 退職 393. 退職 394. 退職 395. 退職 396. 退職 397. 退職 398. 退職 399. 退職 400. 退職 401. 退職 402. 退職 403. 退職 404. 退職 405. 退職 																			

御注意

3

一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務付けられています。

特別徴収税額通知書でお知らせした指定番号を記入。

はペンで記載してください。
より異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場
「持主」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せ

該当する事由の番号を記入。

※先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います
で本人から番号の提供を受け記載してください。

異動がある方に関する事項を記入。

転居等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」の記入は、新しい勤務先で行う。

新しい会社で特別徴収を開始する月と
その月割額を記入。